

財団法人名古屋市民休暇村管理公社寄附行為

# 財団法人名古屋市民休暇村管理公社寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人名古屋市民休暇村管理公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市中区三の丸三丁目1番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、名古屋市民御岳休暇村（以下「休暇村」という。）の管理運営を行うとともに、名古屋市民のレクリエーション活動の振興及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 名古屋市に委託にかかる休暇村の管理運営
- (2) 自然と親しむ名古屋市民のレクリエーション活動の振興に必要な事業
- (3) 休暇村を利用してレクリエーション活動を行う名古屋市民の輸送を行うための旅客自動車運送事業
- (4) 医薬品及び酒類の販売その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

(基本財産)

第7条 基本財産は、次の各号に掲げるものからなる。

- (1) 第5条第1号に掲げる財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、第4条に規定する事業の遂行上やむを得ない理由により、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を経て、愛知県知事の承認を得た場合はこの限りでない。

(運用財産)

第8条 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 この法人の資産は、理事会の議決に基づき理事長が管理する。

2 前項の場合において、基本財産に属する現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(借入金)

第10条 この法人は、理事会の議決を経て金融機関その他から資金を借り入れることができる。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第12条 理事長は、事業計画及び収支予算を毎事業年度開始前に理事会の議決を経て定めなければならない。

2 理事長は、事業計画及び収支予算を変更する必要があるときは、理事会の議決を経て変更しなければならない。

3 理事長は、毎事業年度終了後2カ月以内に、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の認定に付さなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(剰余金の処分)

第13条 年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは

一部を翌年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第15条 理事長は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員等

(役員)

第17条 この法人に次の役員を置く。

理 事 6人以上10人以内

監 事 2人

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

3 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会が選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の議決に基づいて、業務を執行する。

4 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員報酬)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により新たに就任した役員任期は、他の役員任期と同期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、

なお、その職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が、次の各号の1に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会において同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問、参与及び専門委員)

第23条 この法人に顧問、参与及び専門委員を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人の業務運営上必要な事項について理事長に助言する。

4 専門委員は、理事長が委嘱する。

5 専門委員は、この法人の業務運営の専門的事項について理事長の諮問に応じる。

(事務局)

第24条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事の3分の1以上又は監事からの会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項については、理事に対して書面により賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選出された理事2人以上が、署名押印しなければならない。

(理事会の議決事項)

第31条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 業務執行に必要な規程の制定改廃

(2) その他理事長が必要と認めた事項

## 第6章 評議員

(評議員)

第32条 この法人に、評議員7人以上11人以内を置く。

2 役員及び評議員は、相互に兼ねることはできない。

(評議員の選出及び委嘱)

第33条 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

(評議員の報酬)

第34条 評議員は無給とする。

(準用)

第35条 評議員には、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 評議員会

(構成)

第36条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が召集する。

(諮問)

第37条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要事項を審議する。

2 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び借入金に関すること。
- (4) その他理事会が必要と認めた事項

(議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(準用)

第39条 評議員会には、第25条第3項及び第4項並びに第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、第25条第3項中「理事の3分の1以上又は監事」とあるのは「評議員の3分の1以上」と、第25条第4項及び第27条から第30条までの規定中「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員総数の3分の2以上の同意を経て、愛知県知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員総数の4分の3以上の同意を経て、愛知県知事の許可を受けて解散することができる。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散したときに存する残余財産は、名古屋市に帰属するものとする。

## 第9章 補則

(委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

1 この法人設立当初の事業年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から昭和48年3月31日までをもって1事業年度とする。

2 この法人設立当初の役員は、第18条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

|      |             |      |
|------|-------------|------|
| 理事長  | 名古屋市市民局長    | 清水光春 |
| 常務理事 |             | 鬼頭 哲 |
| 理事   | 名古屋市総務局長    | 矢橋秀夫 |
|      | 名古屋市財政局長    | 谷 隆夫 |
|      | 名古屋市建築局長    | 小林陸郎 |
|      | 名古屋市民生局長    | 山田 洋 |
|      | 名古屋市教育長     | 競 克巳 |
| 監 事  | 名古屋市市民局総務課長 | 岩本栄一 |

3 前項の役員の任期は、第21条の規定にかかわらず第18条の規定による役員が就任するまでとする。

4 この寄附行為は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

### 附 則

この寄附行為は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。ただし、変更後の第 12 条の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 18 条の規定は、変更後新たに選任される理事及び監事から適用する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

財 産 目 録

| 資産の種類   | 金 額         | 摘 要        |
|---------|-------------|------------|
| 基 本 財 産 | 10,000,000円 | 名古屋市よりの出捐金 |

(参考)

財団法人名古屋市民休暇村管理公社寄附行為第2章第4条3項改正事項

| 新                                 | 旧                       |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 医薬品及び種類の販売その他この法人の目的を達成するために必要な事業 | その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |

昭和50年7月21日 改正（昭和50年7月21日第1号議案）

昭和50年8月5日 登記

昭和62年2月13日 改正（昭和62年2月13日第3号議案）

平成11年6月17日 変更（平成11年5月31日第4号議案）

平成17年4月1日 変更（平成17年2月16日第2号議案）